

新型コロナウイルス感染症の克服に向けて ～愛知県知事から県民の皆様へ～

I. 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置

政府においては、厚生労働大臣からの報告（新型コロナウイルス感染症がまん延する恐れが高い）を受けて、3月26日夕方、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）に基づく政府対策本部を設置。

こうした状況を踏まえ、愛知県においても、特措法に基づく「愛知県新型コロナウイルス感染症対策本部」を同日設置し、改めて、第1回会合（累計で第5回）を3月27日午前9時に開催。

同本部会議においては、県内の感染症の現状及び対策を再確認。今後も、県民の皆様への命と健康を守ることを第一に、国や市町村、医療機関との連携を密にし、日々刻々と変わりゆく県内の状況を十二分に把握し、医療体制や検査の確保などについて、迅速に対策を講じ、感染拡大を防いでいきたい。

II. 県民の皆様へ感染症対策の徹底のお願い

1 基本的な感染症対策の実施

（１）感染源を絶つこと

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、自宅で休養することを徹底する。

（２）感染経路を絶つこと

手洗いや咳エチケットを徹底する。

（３）抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。

2 集団感染のリスクへの対応

専門家会議等が提言で示した、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、

①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底

②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮

③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える

※ 別紙：「密」を避けて外出しましょう！を参照。

Ⅲ. 医療面での対応に万全を期します

1 相談窓口

・一般電話相談窓口

愛知県・名古屋市・中核市の保健所・保健センター計 31 か所

・帰国者・接触者相談センター

愛知県・名古屋市・中核市の保健所・保健センター計 31 か所

2 LINE 公式アカウント「愛知県ー新型コロナ対策パーソナルサポート」の開設

3 帰国者・接触者外来：県内 46 医療機関に設置

4 検査実施体制：愛知県衛生研究所及び名古屋市衛生研究所にて実施

5 医療体制の確保

・感染症指定医療機関（12 病院 72 床）及び入院協力医療機関（33 病院 89 床）で 45 病院 161 床を確保。それ以外の病院協力分を含め、合計 200 床以上の病床を確保

・感染者のうち不顕性の方、症状は軽快したが陰性化しない方、軽症者の方で、自宅療養相当とされる方を対象に、一時生活可能な入所施設を開設（当面 100 室を確保）

Ⅳ. 経済対策に全力で取り組みます

1 経営相談・労働相談窓口

（経営相談）県機関、県内商工会議所・商工会等、約 100 か所

（労働相談）あいち労働総合支援フロア「労働相談コーナー」

2 県融資制度の拡充

(1)「サポート資金（経営あんしん）」の拡充（2 月 18 日から）

(2)「サポート資金（セーフティネット）」の拡充（3 月 2 日から）

① セーフティネット保証 4 号の発動

② セーフティネット保証 5 号の業種の追加指定

(3)「新型コロナウイルス感染症対策緊急つなぎ資金」の創設（3 月 9 日から）

東日本大震災対応の際の「ガンバロー資金」と同等の融資制度を新設

・融資枠 2, 0 0 0 億円

・原則、無担保

・県が契約時の信用保証料を全額負担（年 0.38%～年 1.74%）

・信用保証協会に対する損失を県が全額補償

(4)「サポート資金（大規模危機対応）」の利用開始（3 月 13 日から）

3 「生活福祉資金貸付事業費補助金」の拡充（3 月 25 日から）

① 緊急小口資金（一時的な資金が必要な方[主に休業された方]）20 万円

② 総合支援資金（生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]）20 万円

4 「放課後等デイサービス支援事業」の創設

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために実施された学校（小・中学校、高等学校、特別支援学校）の臨時休業に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した児童について、保護者と市町村の負担分を助成（障害者地域生活支援事業費補助金）

5 国への要望

・学校給食関連事業者への総合的な支援に関する緊急要望（3 月 9 日）

・中部国際空港二本目滑走路の早期実現に関する緊急要望（3 月 24 日）